

平成19年 1月18日

## 道州制に関する検討について

兵庫県知事 井戸 敏三

全国知事会における道州制の検討にあたっては、現時点で道州制ありきの方向や道州制の枠組みを先行させるのではなく、まず、政府の「道州制ビジョン」策定に対して、道州制に関する基本条件を提示すべきである。

そのうえで、「道州制ビジョン」の素案等が示された時点で、全国知事会として、これを評価し、さらに、その評価に照らしてあるべき道州制の姿について提言を行うべきである。

### 【検討の手順】

- 1 道州制に関する基本条件(クライテリア)を列挙し、政府に提示する。
- 2 1の「道州制ビジョン」の素案等が示された時点で、上記のクライテリアに基づきこれを評価する。
- 3 2の評価に照らして、全国知事会として、あるべき道州制の姿について提言を行う。



## 道州制の基本条件

### 1 国と地方の役割分担の明確化

国と地方を通じた役割分担が明確にされていること。

その際、国の役割は外交、防衛、通貨、司法など、国家の存立に直接関わる事務に限定され、国民生活に関わる行政サービスは地方が担うという基本原則が明示されていること。

分権型社会の構築に向け、国の役割は、外交、防衛、通貨、司法など国家の存立に直接関わる事務に限定し、国民生活に関わる行政サービスは地方が担うことを基本に、国と地方の役割分担が明確にされている必要がある。

の基本的な考え方に基づき、国から道州への権限移譲が道州制導入にあわせて一体的に行われるとともに、具体的な権限移譲項目が、事後の協議に委ねられることなく、あらかじめ明示されていること。

の基本的な考え方に基づき、国から道州へ抜本的な権限移譲が道州制導入にあわせて一体的に行われるとともに、具体的な権限移譲項目について、事後の協議や検討に委ねられるということではなく、あらかじめ明示されている必要がある。

政府機関等の再編の道筋が明らかにされていること。

国から道州への権限移譲に伴い、再編が必要となる政府機関の見直し方針、整理等の道筋が明らかにされている必要がある。

国会の機能が純化されることについて、明示されていること。

国の役割を限定し、道州に権限移譲が行われる結果、国会の持つ機能が純化されることになる。このことについても明示されている必要がある。

## 2 税財源の確保

権限移譲の結果、必要となる税源の移譲が確実に実施されること。  
この場合に、地域間で偏在性の小さい税目が移譲対象とされていること。

国から道州への権限移譲の結果、必要となる道州の最終支出に見合う税源配分となるとともに、地域間で偏在性の小さい税目が移譲対象となるなど、税源移譲の実施に関する具体的方針が示されている必要がある。

地方交付税制度の本質を堅持するとともに、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みとして、「地方共有税」が実現されること。

国から道州への権限移譲後も、地方交付税が地方固有の財源として堅持され、総額が国の裁量に左右されることなく確保されるよう、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」構想が実現される必要がある。

道州間の水平的財源調整の仕組みが確立されていること。

道州における標準的な行政サービスの実施と道州間の税源偏在を解消するため、道州間の水平的財源調整の仕組みが確立されている必要がある。

課税自主権のさらなる強化や地方債発行に係る国の関与の撤廃など、自己決定・自己責任に基づく地方財政制度が確立されること。

道州において、自己決定・自己責任の原則に基づく行財政運営を行うため、課税自主権のさらなる強化や地方債発行に係る国の関与の撤廃など、地方の自由度を高める財政制度が確立される必要がある。

### 3 住民自治の確保

相当広域な区域となる道州において、地域の実情に応じた行政を進めるためには、各府県に「支庁」を設けることが考えられるが、実質三層制の地方制度となるおそれがあるため、そうならないような措置が講じられること。

相当広域な区域となる道州において、地域の実情を反映した行政を展開するためには、従来の府県に「支庁」を設けることが考えられるが、その長を任命制にすると、住民自治の観点から問題があり、逆に公選とすると三層制の地方制度になってしまう。そうならないような措置が講じられている必要がある。

住民自治の確保の観点から、全国一律の道州制導入ではなく、広域連合制度の活用など、道州制以外の選択肢も認められるものであること。

全国一律の道州制導入ではなく、想定される道州の区域の住民の意向に基づき、国からの権限移譲の受け皿として、広域連合制度の活用など道州制以外の選択肢も認められる必要がある。

道州制を導入する場合においても、その区割りの決定に、当該地域の住民の意向を反映する仕組が構築されていること。

道州制の区割りを法律制定のみによって決定するのではなく、想定される区域の都道府県の住民の意向を反映して、区割りを決定する仕組みとする必要がある。

道州議会議員の選出のあり方について、住民代表性と地域代表性の確保の観点から、機能が純化される国会の議員選出のあり方との整合も含め、明確にされていること。

道州への権限移譲により機能が純化される国会の議員選出との整合性も含め、住民代表性と地域代表性の確保の観点から、道州議会議員の選出のあり方が明確にされている必要がある。

住民代表性のない区長が重要な職務を担っていることなど、現行制度の問題点を踏まえ、住民自治を保障する方向で大都市制度改革が行われること。

大都市制度については、任命制であって住民代表ではない「区長」が、危機管理等重要な職務を担うことになっていることなど、現在の問題点を踏まえ、住民自治が保障され、住民の意向を反映した地域経営が可能となる方向で制度改革が行われる必要がある。

#### 4 国と道州との関係

条例制定権の拡充強化や、国政に地方意見を反映する国と地方の調整システムの構築など、立法権の観点から道州の自治を保障する仕組みが構築されていること。

国から道州への抜本的な権限移譲後において、道州の自治を立法権の観点から保障するため、条例制定権の拡充強化や、国と地方の調整システムの構築などの仕組みが構築されている必要がある。

#### 5 道州制検討の進め方

道州制に関する国民的な議論が幅広く展開されるよう、道州制ビジョンにおいて制度のメリットとデメリットが明確に示されること。さらに、その後の検討に際して、国と地方が一体となった検討機関が共同で設置されるなど、国と地方の間で道州制の基本条件に関する広範な議論が行われることが保障されていること。

道州制に関する国民的な議論が幅広く展開されるよう、道州制ビジョンにおいて制度のメリットとデメリットが明確に示されるとともに、その後の検討に際して、国と地方が一体となった検討機関が共同で設置されるなど、国と地方の間で道州制の基本条件等に関する広範な議論が行われることが保障されている必要がある。

#### 6 道州の憲法上の位置づけ

以上の基本条件を踏まえ、道州が憲法上の地方公共団体であることが明確になっていること。